

2015年2月9日

旭川刑務所

所長 佐藤 一之 殿

札幌弁護士会

会長 田村 智 幸

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 秀嶋 ゆかり



警 告 書

当会は、申立人 A 氏（以下、「申立人」という。）から受けた人権救済申立について、人権擁護委員会（以下、「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり警告する。

警告の趣旨

旭川刑務所（以下、「貴所」という。）は、申立人の未決勾留期間中、その自弁のコルセットの使用を許可しなかったところ、貴所のかかる措置は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第41条第2項で「刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者が、前項各号に掲げる物品及び寝具について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに第12節の規定により禁止される場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。」と定めた上、自弁の物品のうち「手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者以外の被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの」の使用を許す同規則第16条第4項第3号に抵触し、違法である。

よって、今後は本来許容されるべき物品の使用を認めないとの違法な措置をとらないよう警告する。

警告の理由

1 申立の概要

申立人が、未決勾留期間中である2012年12月20日に入所した際、コルセット使用を求め、その後も腰痛及び左足の痺れが発生したためコルセット使用を求めたにも拘わらず、貴所がコルセット使用を認めなかったことは人権侵害である。

申立人は、自動車の追突事故に遭い外傷性椎間板ヘルニアに罹患し、退院後の1991年2月ないし3月頃から、2012年12月20日に貴所に入所となるまでの約20年間、継続的にコルセットを使用していた。

また、申立人によれば、帯広刑務所及び秋田刑務所に入所した際、同各刑務所でコルセットの使用が認められ、現在入所している札幌拘置所及び札幌刑務所においてもコルセットの使用が認められている。

2 調査の概要日時

- (1) 2013年1月8日 旭川弁護士会に申立
- (2) 2013年7月18日 札幌弁護士会に移送
- (3) 2013年10月16日 札幌刑務所にて面会
- (4) 2014年6月20日 貴所に対して照会
- (5) 2014年7月18日 貴所から回答
- (6) 2014年11月21日 本人照会
- (7) 2014年11月26日 本人から回答

3 貴所の2014年7月18日付回答

- (1) 申立人が入所以前にコルセットを使用していたかどうかは回答しかねる。2012年12月20日、入所に際し実施した健康診断において、31歳時に外傷性椎間板ヘルニアにより手術を受け、腰痛のためコルセットを使用したいと申出があったが、重量物を持ち上げるなどしなければ疼痛はないとのことであったため、医師は腰痛体操を指示した。

同月26日にも申立人により腰痛の訴えがあったため、医師が診察を実施し、翌27日に腰痛止めの薬が欲しいとの申出があり、鎮痛消炎剤（インドメタシン製剤）を処方した。

同月21日にコルセット使用の申出、2013年1月24日及び同年2月1日に左足しびれの申出、同月8日に腰痛及び左足しびれの申出、同年3月1日及び同月8日に左足しびれの申出があり、看護有資格者が対応し、医師により薬剤の処方等必要な医療措置が講じられた。

(2) 医師は、コルセットの継続使用により筋力低下や、それに伴う腰痛の発現や悪化のおそれがあることを説明し、ストレッチや腰痛体操の実施が推奨された。

(3) 申立人は、医師から指示のあった腰痛体操等の実施については一切応じず、居室勤務職員が観察した申立人の入浴場面での動作や居室内での諸動作に、腰痛のためと思料される制限的な動作は認められなかった。

(4) 貴所においては、個々の事情に応じて、コルセット使用が認められている。

4 当会の判断

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）第41条第2項は、「刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者が、前項各号に掲げる物品及び寝具について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに第12節の規定により禁止される場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。」と定めている¹。

そして、同法を受け、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）第16条第4項第3号は、「手袋、マスクその他の身

¹ 法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合とは、法151条第1項3号、第3項2号の懲罰（自弁物品の使用・摂取の停止）、同条第1項6号、第3項4号の懲罰（閉居罰）が科されている場合のことをいう（逐条解説刑事収容施設法改訂版 有斐閣150頁）。

体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者以外の被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの」について、自弁の物品の使用を「許すもの」と定める。

(2) 自弁とは、官給によらないという意味である（逐条解説刑事収容施設法改訂版 有斐閣 141頁）。

法は、自弁の物品の使用に関して、受刑者の場合と受刑者以外の被収容者の場合とを区別して規定しており、受刑者については自弁の物品の使用を「許すことができる」（法第41条第1項）としているのに対し、受刑者以外の被収容者については自弁の物品の使用を「許すものとする」と定める（同条第2項）。

このように、受刑者と異なり、受刑者以外の被収容者の自弁の物品の使用が原則として認められるのは、未決拘禁者等は、有罪判決が確定した者でなく、無罪推定を受けているため、刑罰の制裁として行動の自由を剥奪・制限される理由がないからである（「逐条解説刑事収容施設法改訂版」有斐閣・147頁）。

(3) 貴所の2014年7月18日付回答によれば、申立人は、2012年12月20日入所に際し実施した健康診断において、腰痛のためコルセットを使用したいと申し出ていた。また、申立人は、同月26日にも腰痛を訴えて診察が実施され、翌27日に、腰痛止めの薬が欲しいと申し出たことに対し、貴所もその訴えを認め、鎮痛消炎剤（インドメタシン製剤）を処方している。

さらに、申立人は、同月21日にコルセット使用の申出、2013年1月24日及び同年2月1日に左足のしびれ、同月8日に腰痛及び左足のしびれ、同年3月1日及び同月8日に左足のしびれについて、各申出を行っており、それぞれ貴所の看護有資格者が対応し、また、医師により薬剤の処方等の医療措置が講じられている。

また、申立人によれば、自動車の追突事故に遭い外傷性椎間板ヘルニアに罹患し退院後の1991年2月ないし3月頃から、2012年12月20日に貴所に入所となるまでの約20年間、継続的にコルセットを使用していた。

以上の事実からすれば、コルセットが申立人の「健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの」に該当し、申立人は、健康上の理由から、貴所に対し、コルセットの使用を申し出たことが認められる。

そして、当時未決勾留者であり、受刑者以外の被収容者であった申立人のコルセット使用は、上記法律及び規則に基づき、原則として許されるべきである。

(4) この点、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」には、例外的に自弁の物品の使用は許されない場合があり得る（法第41条第2項）。

しかし、本件において、申立人がコルセットを使用することにより、貴所の刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずることは想定し難い。

(5) また、貴所の2014年7月18日付回答によれば、貴所は個々の事情に応じてコルセット使用を認めているとのことであるところ、申立人のコルセット使用を許可した際に、貴所の刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれについて、具体的な説明はなされていない。

(6) さらに、申立人によれば、帯広刑務所及び秋田刑務所に入所した際もコルセットの使用が認められ、現在入所している札幌拘置所及び札幌刑務所においてもコルセットの使用が認められているとのことである。

このような事実を照らすならば、申立人のコルセット使用については健康上の必要があると解される上、コルセットの使用を許可しても、貴所の刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがあるとは認められない。

5 結論

以上のとおり、貴所が、申立人の未決勾留期間中に、自弁のコルセットの使用を許可しなかったことは、法第41条第2項及び規則第16条第4項第3号に違反し、違法な措置である。

よって、当会は、貴所に対し、警告の趣旨のとおり警告する。 以上